



北海道医師会が、社団法人から税制上の非営利型一般社団法人へと「生まれ変わる」のを、会員各位の多くは「存じないかもしれない」。期限の平成25年11月までに定款を変更しなければ、今の医師会は解散しなければなりません。公益社団法人を選択するかとの議論もありましたが、9月の臨時代議員会で非営利型一般社団法人を選択しました。

この行政改革の主眼は「民間が担う公益の活動を積極的に位置づける」、つまり行政や民間営利部門では満たすことのできない社会の要求に対応する多様なサービスを提供するための法人の設立を容易にすることです。明

生まれ変わる医師会に新しい理念を

― 今定款を見直す ―

情報広報部長

山科 賢児

治29年以来初の抜本的改正ですから、もちろんその第一の目的は組織の近代化にあります。その制度改正が医師会にも適応されることになり、会計方法の変更、情報の開示など税制面だけでなく大きく定款を変更せざるを得なくなりました。

一般社団法人は遊休財産の保有制限がなく、法人の自主的な運営が可能です。非営利型は収益事業にのみ課税され、寄付金や会費収入等の収益事業に対しては非課税となりますので、営利型より税務上のメリットが大きいです。営利型より、現行の制度の税額よりは増えることにはなりません。

そして他の変更点は医師会が一般株式会社と似通った組織構造になることです。例えなら理事会が取締役会、医師会長は社長のような職務になり、医師会長の選定は理事会の承認によってされることとなります。株式会社との違いは、執行部の候補は従来通り郡市医師会から選ばれた代議員の投票によって決まられ、株式会社のように理事の中から会長が互選されることはありません。この制度変更によって理事会がより大きい権限を持ち、予算の決定までできるようになり、決断力、機動力が増すこととなります。少なからず医師会に変化をもたらすでしょう。

ところで現行の北海道医師会の定款は60年以上前の昭和22年に制定され、その後昭和62年会長との諮問によって、日本医師会との連携と歩調を保持するための全面改定がなされてきました。今回の改定検討作業に関わっていると、医療環境の変化、それに伴う医師の職務環境、職業意識の変化に今の定款が果たして十分対応しているのかと危惧するようになりました。

北海道医師会の定款の目的、事業項目は日本医師会や他道府県医師会の定款のそれとほぼ同様であり、一見しただけでは見分けがつかず、独自性があるとは言えません。また驚くことには、定款が決まる昭和22年の経緯を示す議事録を読みますと、代議員の定数など肝心な事項は連合国最高司令部GHQの意向で決定され、医師会員の意思で決められていたのではないのです。

もちろん、医師会の理念、ルールである定款の安易な変更は避けるべきです。変更するにしても会員の十分な議論と合意が欠かせません。一方、定款を利用するのは現医師会員であるのは当然ですが、医師会を担う若い世代、未来の会員であるという発想も必要です。また定款は誰にもわかりやすく、使いやすいく定款であつてもよいはずであり、時代とともに進化していくものではないでしょうか。現在は定款にそのような理念を盛り込む社会背景が揃ってきている気がします。

会計の明朗化、情報の開示は組織の近代化に必要な声ですが、医師会にとつて一番肝心な事は、会員の声をいかに組織の声として反映するかです。ルールによっては組織の柔軟さ、機動力に大きな違いが出てきます。今までの改定は医師会長の諮問に基づいて改定がなされています。今回は改定方法が違いますが、変えるべき箇所、変えられる箇所を積極的に見直すのも一考に値するのではないのでしょうか。これほど大々的に医師会の定款を見直す機会も滅多にありません。せめて医師会の理念である目的、事業項目だけでも見直しをする機運が盛り上がりませんかと思っています。医師会にも組織を経営するという考え方が必要と認められる時代になりました。これまで医師会には経営するという思考がなかったからこそ、医師会の地盤の低下、組織力の低下を招いてきたといつても過言ではないでしょう。発信力、一体感の復活が医師会の将来を左右します。今後医師会執行部には時代を意識した医師会の経営、会員の意識の変化に応じた経営手腕が問われることになりま